

東山梨地区中学校社会科部会 研究の経過と概要

1. 東山梨地区中学校社会科部会研究テーマ

『科学的社會認識を育てる授業研究』～身近な資料を用いた授業研究～

2. テーマ設定の理由

東山梨中学校社会科部会では「『科学的社會認識を育てる授業研究』～身近な資料を用いた授業研究～」をテーマに研究を進めてきた。このテーマのもと、授業研究の実施、臨地研修、各自の授業実践報告、情報交換等、これまでの研究を継承する形で進めてきた。また、「見通し」と「振り返り」を重視し、学びの繋がりを実感できる授業づくりも模索してきた。

科学的社會認識を獲得するために必要な方法を研究することにより、次のような生徒の育成につながるものと考え研究を進めてきた。

- ①学習課題に主体的に向き合える生徒
- ②追究すべき課題を明確にとらえることのできる生徒
- ③自ら、また他者と協力して考えを深め、客観的あるいは主観的な判断を下すことのできる生徒
- ④出した結論を様々な資料や他者の意見を参考にしながら検証することのできる生徒

また、身近な資料を積極的に活用することは、①から④の生徒の育成にもつながると考えられる。場合によっては、「その結果」を導き出す際の大きな手がかりとなるはずであり、それは科学的社會認識を育てるための一つの手段にもなるだろう。

3. 研究の方法

◎臨地研修の実施

地域資料の教材化を図るための臨地研修を行った。

◎授業案作成に関する各校実践報告と授業案検討

「中学3年公民的分野 憲法が保障する基本的人権 自由権」について、部会全員が一人一事例の略案の作成し、検討を行った。

◎授業研究の実施（8月28日実施）

題材 「私たちの生活の中の『ちがひ』から自由権の必要性を考える」

身近な生活から「あっていいちがひ」と「いけないちがひ」について考えることを導入に、自由権について概要が説明された。後半では、戦時中憲法で基本的人権が法律の範囲

内でしか保障されなかったため、さまざまな自由が制限されたことや、現在は日本国憲法によって自由が保障されていることに触れ、自由権の意義を考える授業がおこなわれた。

◎学校間の情報交換

◎社会科教材研究に関わる学習会

◎小学校研究授業参観による小中連携

4. 報告書作成参加者・共同研究者

山本裕（山梨南中） 武井晴彦（山梨南中） 荻原佐知（山梨南中） 武藤英紀（山梨北中）
菊池照幸（山梨北中） 小島萌絵（山梨北中） 内田英太（山梨北中） 酒井理恵子（塩山中）
深澤歩未（塩山中） 佐田凜太郎（塩山中） 宮下智英（勝沼中） 浜辺はるか（勝沼中）
筒井翔太郎（勝沼中） 猪股敬（松里中） 衣川沙希（塩山北中）

助言者：加山大洋（塩山中校長） 古屋真吾（大和中校長） 柴田幸也（勝沼中校長）

5. 研究経過

5月 8日 組織づくり

5月22日 部会の運営方法，本年度の研究テーマおよび研究計画づくり

6月12日 授業案検討①（授業案作成に関する各校実践報告を含む）

8月 9日 午前：臨地研修（甲府地方検察庁・甲府地方裁判所）

午後：授業案検討②

8月29日 授業研究 菊池 照幸 教諭（山梨北中）

9月18日 小中合同で中間報告会（秋季教研）小中授業報告，小中研究中間報告
県教研レポーター決定，研究の経過と概要の検討 など

7. 今後の研究予定

11月27日 小学校研究授業参観

1月15日 学習会

2月 5日 臨地研修

2月12日 冬季教研

小中授業報告・小中研究報告・研究のまとめ

第3学年 社会科（公民的分野）学習指導案

日時 2019年8月28日（水）5校時

場所 山梨北中学校 3年2組教室

対象学級 第3学年2組 32名

指導者 菊池 照幸

1 単元名 第2章 人間を尊重する日本国憲法 2 憲法が保障する基本的人権

2 単元について

本単元は、「人間の尊重とはどういうことか、それはどのような方法で実現できるのか」、「なぜ法に基づいて政治が行われることが大切なのか」、などについて理解させることをねらいとしており、生徒がこのような問いに向き合うことは、公民的資質を養う重要な機会となる。また、内容の全般にわたって、「日本国憲法の基本的な考え方を理解させる」としており、ここでは、日本国憲法の基本的原則を具体的な生活とのかかわりから学習させ、自由・権利と責任・義務の関係を社会生活の基本として広い視野から正しく認識させることが必要である。

さらに、民主主義は個人の尊厳を基礎とし、すべての国民の自由と平等が確保されて実現するものであることについて理解を深めさせたい。その際、人間が生まれながらに持つ権利として保障されている基本的人権の意味を中心に考えさせるとともにそれを保障している法の意義について理解させる。基本的人権の尊重は日本国憲法の基本的原則でもある。現代の社会生活において、人間の生き方が問われ、豊かな人間性を育てることが基本的な課題として重視されている。人間の尊重を核心とする基本的人権の理念は最もすぐれた具体的な指針となると考えられるので、ここでの学習はとて重要となってくる。

指導にあたっては、具体的で身近な事例や判例を取り上げながら、基本的人権と法の意義について考えさせ、自分たちの問題として主体的に考えさせたい。また、より多角的・多面的に考察させるため、ペア学習やグループによる話し合いをしゅみ、シンキング・ツールも活用して視覚的にお互いの考えが分かるような工夫をしていく。主権者教育や人権教育とも絡めながら、生徒の主体的・対話的で深い学びにつながるよう指導していきたい。

3 研究とのかかわりについて

研究テーマである『科学的社会認識を育てる授業研究』～身近な資料を用いた研究～から、本部会では、「科学的とはしっかりと法則に基づいた結果としての事実であるべきだ」との考え方をもとに、それは時代の特性を越えて人類社会の普遍性を示すべきものであるべきだとしている。その社会認識を獲得するために必要な方法を研究することにより、次のような生徒の育成につながるものと考えている。

- ①学習課題に主体的に向き合える生徒
- ②追究すべき課題を明確にとらえることのできる生徒
- ③自ら、また他者と協力して考えを深め、客観的な判断を下すことのできる生徒
- ④出した結論を様々な資料や他者の意見を参考にしながら検証することができる生徒

このことこそが、最終的に公民的資質をもった人間形成につながると思う。そこで、生徒

にとって、身近な資料を活用することは、「その結果」を導き出す際の大きな手掛かりとなるはずで、科学的社会認識を育てるための1つの手段ともなると言える。このような考え方から、本時では、身近な生活の中から、「あってもいいいちがい」「あってはいけないいちがい」をさまざまな視点から考える。その上で、身近な生活や歴史的出来事との関わりから自由権の考え方や意義、必要性を学び、私たちは憲法によってさまざまな自由が保障されていることを理解させることをねらいとする。

4 生徒について

対象生徒は3年生であり、3年2組（男子18名【特別支援学級に在籍生徒2名含む】、女子14名）で実施する。

（1）生活面について

比較的落ち着いた学校生活を送ることができ、多くの生徒がさまざまな活動に真剣に取り組む姿勢が見られる。学級内では、リーダーとなってクラスを引っ張る生徒は限定されているものの、全員が協力して取り組む雰囲気がある。係活動や清掃などにも黙々と取り組める生徒も多く、最上級生として自覚を持って活動している。

（2）学習面について

社会科の学習に対しては概ね前向きに取り組んでいる。授業態度も多くの生徒が真面目である。しかし、発言に対しては、控えめな生徒が多く決まった生徒しかできない。特に、自分の考えを発表することには苦手意識が高いように感じる。自分の考えを持っていないわけではないので、発表のルールや聞き方を徹底させたりしながら、発言しやすい環境を整えていくことを心がけている。また、基礎的な知識をしっかりと定着させるとともに、その知識を活用する力を身に付けさせていく必要性を感じる。そのため、これまでの授業では、小テストなどを実施したり、表やグラフを読み取り自分の言葉で説明する時間をたくさん確保してきた。また、振り返りシートを使い、その時間で分かったことや分からなかったことを自分でまとめさせる作業を継続して行っている。

学習の前に行った事前アンケート（30人が実施）では、「ペア学習やグループ学習での話し合い活動が好きですか」という質問に対し、好き、どちらかといえば好きと答えた人数は21人、どちらかといえば嫌い、嫌いと答えた人数は9人であった。また、「自由とはどのようなものだと思うか」という質問に対しては、

- | | | |
|----------------------------------|-----------------------------|--------------|
| ・好きなことができること | ・誰にも決められず、自分の思った通りにやれること | |
| ・誰にも縛られないこと | ・何でもしていい | ・自分の考えが言えること |
| ・誰にも注意されず、自分のやりたいことをやりたいときにできること | | |
| ・自分の意思表示をすること | ・ある決められた範囲の中で、自分がしたいことをすること | |
| ・自分らしく生きられること | ・一人一人が自分の権利としてもっているもの | |
| ・他人に迷惑をかけない（自分だけがいいものではない） | ・平等に生きていくために必要 | |

という意見が出された。生徒の中には、「自由」というものに対し、自分のことにしか目を向けられない意見も多々あることが分かる。今回の授業を通して、権利としての自由というものが

どのようなものか正しく理解させる必要があると感じる。

5 単元の目標

- 日本国憲法に定められている基本的人権と身近な社会生活とのつながりに関心を持ち、具体的な事例を意欲的に探したり、調べたりできる。【関心・意欲・態度】
- 民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解し、我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について考える。【思考・判断・表現】
- さまざまな資料から基本的人権に関する課題について読み取り、その過程や結果を適切にワークシートにまとめたり、分かりやすく発表したりできる。【技能】
- 人間の尊重について、基本的人権を中心に深め、法の意義を理解する。【知識・理解】

6 単元の評価規準

社会的事象への 関心・意欲・態度	社会的な 思考・判断・表現	資料活用の技能	社会的事象について の知識・理解
日常の具体的な事例を通して、人間尊重についての考え方と法に対する関心を高め、それらを意欲的に追究し、民主的な社会生活について考えようとしている。	我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について、多面的・多角的に考察し、民主的な社会生活のあり方について、「公共の福祉」の考え方をふまえて公正に判断できる。	人間尊重の考え方と法に関するさまざまな資料を収集し、学習に役立つ情報を適切に選択して、読み取ったり図表などにまとめたりしている。	人間尊重の考え方を基本的人権を中心に深め、法の意義と法に基づく政治の大切さについて理解し、その知識を身につけることができる。

7 単元の指導計画

学習指導要領 2 各分野の目標及び内容

(1) 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則

対立と合意，効率と公正，個人の尊重と法の支配，民主主義などに着目して，課題を追究したり解決したりする活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

(ア) 人間の尊重についての考え方を，基本的人権を中心に深め，法の意義を理解すること。

→民主主義は，個人の尊重あるいは個人の尊厳を基礎とし，全ての国民の自由と平等が確保されて実現するものであることについて理解を深めることができるようにする。

(イ) 民主的な社会生活を営むためには，法に基づく政治が大切であることを理解すること。

→主権者である国民が，その意思に基づき，憲法において国家権力の行使の在り方について定め，これにより国民の基本的人権を保障するという近代憲法の基本となる考え方である立憲主義や，人権の保障と恣意的権力の抑制とを主旨として，全ての権力に対する法の優越を認める考え方である法の支配について理解できるようにする。

(ウ) 日本国憲法が基本的人権の尊重，国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについて理解すること。

→(1) 基本的人権の理念が，人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であり，過去幾多の試練に堪えてきた価値あるものであることを理解させる。

(2) 基本的人権の理念が，自由で幸福な人間らしい生活を願う人々にとって，広く支持され得る普遍的な内容をもっているので国の政治や人々の社会生活を具体的に律する有効な指針となることを理解させる。



公民的分野の見方・考え方（現代社会の見方・考え方）を本単元の指導計画と関連させると

- ・抽象的な理解にさせないように、日常の具体的な事例を取り上げ、基本的人権に関連させて扱い、権利相互の関係や人権をめぐる諸課題についても理解できるように工夫する。
- ・歴史的な分野における「民主政治の来歴」や「人権思想の発達や広がり」などの観点からの学習の成果を踏まえて人間の尊重とはどういうことかを追求させていく。
- ・単に法が規定している内容や政治制度についての理解で終わることなく、「なぜそのような規定があるのか」など、その規定を設けた基本的な考え方や意義を理解できるようにする。
- ・日本国憲法に基づく政治によって、国民の自由と権利が守られ、民主的な政治が行われるということについて多面的・多角的に考察し、表現できるようにする。



評価観点 (1) 関心・意欲・態度 (2) 思考・判断・表現 (3) 技能 (4) 知識・理解

時間	学習活動	重視する評価観点			
		(1)	(2)	(3)	(4)
1 本時	<p>①私たちの権利としての自由～自由権①～</p> <p>【学習課題】私たちの生活の「ちがい」から自由権の必要性を考える</p> <p>学習内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な生活の中の、「あってもいいちがい」「あってはいけないちがい」をさまざまな視点から考える。 ・歴史的な出来事と比較して、自由権がどのように保障され、なぜ必要か理解しまとめる。 		◎	○	
2	<p>②自由な社会のために～自由権②～</p> <p>【学習課題】精神活動の自由、生命・身体の自由、経済活動の自由は憲法でどのように保障させているか。</p> <p>学習内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法で保障された精神活動の自由・生命・身体の自由・経済活動の自由について、憲法の条文や具体例を通して、理解を深める。 			○	◎
3	<p>③法の下での平等とは～平等権①～</p> <p>【学習課題】憲法では平等権についてどのように定められているか。また、社会にはどのような差別が残っているか。</p> <p>学習内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人として尊重されることの意味と意義や、すべての国民の自由や平等が保障されて民主主義が実現することを理解する。 ・女性や障がいのある人などへの差別や偏見が人権侵害である 	○			◎

	ことを理解し、自らの意識や行動を変化させる態度を養う				
4	④差別をしない、させない～平等権②～ 【学習課題】社会に残る差別に対し、私たちはどのように向き合っていけばいいか。 学習内容 ・具体的な事例を通じて差別の実態に気づき、自らの生活と結びつけて差別の問題を考え、それを許さない態度を養う。 ・差別の解消に向けて主体的に考え、取り組んでいこうとする態度を身につける。	○	◎		
5	⑤人間らしく生きるための権利～社会権①～ 【学習課題】憲法では社会権についてどのように定められているか。 学習内容 ・社会権の意義を自由権や平等権の保障との関連で考えるとともに、社会権の考え方が生まれた背景を理解する。 ・社会権の最も基本となる生存権の保障と、それに基づく制度について理解を深め、その意義を考える。			○	◎
6	⑥20世紀生まれの権利～社会権②～ 【学習課題】「教育を受ける権利」と「労働者の権利」とはどのような権利で、なぜ20世紀に生まれたのか。 学習内容 ・社会権において、教育を受ける権利が保障されていることについて理解し、その意義を考える。 ・労働者を守る権利が保障されるようになった歴史的背景や、法の整備を含めた政府の取り組みについて理解する。		◎		○
7	⑦みんなで育てる人権意識～社会の変化と新しい人権～ 【学習課題】社会の変化とともに、人権はどのように広がってきているのか。 学習内容 ・新しい人権の根拠や内容について、その背景となる社会の変化と関連づけて考えるとともに、さまざまな取り組みについて理解する。 ・新しい人権について、立場による考え方の違いや高まる個人の責任などにも着目し、人権の問題を公正に判断する態度を養う		◎	○	
8	⑧基本的な人権を守るために～参政権と請求権～ 【学習課題】基本的な人権を保障するために、どのような権利が定められているのか。 学習内容	○			◎

	<ul style="list-style-type: none"> ・参政権の内容と意義を具体的な事例を通じて理解し、国民が政治や裁判に積極的に参加し、監視することの重要性に気づく。 ・人権の救済を求める権利が保障されていることや、人権の救済のために多くの人に関わり、社会全体で人権を守るしくみづくりが進んでいることを理解する。 				
9	<p>⑨人権侵害のない世界に～国際社会における人権の尊重～</p> <p>【学習課題】人権侵害を起こさないために、世界の国々はどのような権利を保障しようとしているのか。</p> <p>学習内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界に広がる人権問題と、それに対する取り組みについて理解し、国際的な理解と協力の必要性が高まっていることに気づく。 ・日本と世界の人権をめぐる課題の比較などを通して、今後の日本の役割や自分たちにできることを考える。 	◎	○		
10	<p>⑩自由と権利を守るために～国民としての責任と義務～</p> <p>【学習課題】私たちが果たさなければいけない責任と義務とはどのようなことか。</p> <p>学習内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自由と権利を守るために、国民一人一人が個々の責任や義務を果たすことの重要性について考える。 ・権利の濫用の問題や公共の福祉の意味を考え、相互の尊重や合意を図る態度の大切さに気づき、自らの態度や行動に具現化する。 	○	◎		

8 本時

(1) 日時 令和元年8月28日(水) 5校時

(2) 場所 山梨北中学校 3年2組教室

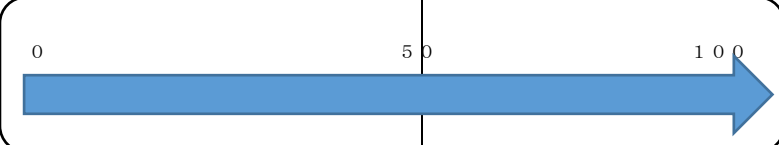
(3) 題材 ①私たちの権利としての自由～自由権①～

(4) 本時の目標

- ・身近な生活の中から、「あってもいいちがいに」「あってはいけないちがいに」をさまざまな視点から考え、説明する。【思考・判断・表現】
- ・自由権の必要性を、身近な生活や歴史的出来事との関わりから考え、まとめる【技能】

(5) 本時の展開

	学習活動	○教師の働きかけ □予想される生徒の反応	評価基準 評価方法	形態・資料
導入 (10分)	1 前時の復習と本時のねらいを確認する。	○本時の学習内容を確認することで、1時間の見通しを持たせる。		個人 ・ワークシート
	本時の課題「私たちの生活の中の『ちがいがい』から自由権の必要性を考える」			
	2 身近な生活から、2つの事例を挙げながら、「あってもいいちがいがい」と「あってはいけないちがいがい」について、自分の考えをワークシートのシンキング・ツール（数直線チャート）に記入する。	○2つの事例について、理解していない生徒には中間指導を行う。	【思考・判断・表現】 ・ワークシート	個人 ・2つの事例が書かれたプリント ・ワークシート
事例1 警察官や、検察官は電話の内容やメールを状況に応じて同意なしに見ることができる。 事例2 Aさんは中学卒業後コンビニで働いているが、Bさんは高校へ進学した。				
展開 (1) (5分)	3 2つの事例の分類した理由を隣同士で発表する。	○発表の際のルールを説明する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> ① 最初に自分の意見を話す ② 次に相手に意見を求める </div> □事例1は、犯罪を捜査し、犯人を逮捕するためには、ある程度は必要だと思うから。 事例2は、人それぞれやりたいことは違っていいもいいと思うから。	【思考・判断・表現】 ・観察 ・ワークシート	ペア ・ワークシート
展開 (2) (15分)	4 自由権の概要について、教師の説明を聞く。	○自由権には3つの種類があることを説明する。		一斉 ・ワークシート

	<p>5 具体的な自由の6つの項目は、憲法で規定されている「精神活動の自由」「生命・身体の自由」「経済活動の自由」のいずれに分類されるか、個人で考える。</p>	<p>□「精神活動の自由」 … 1・4・5 「生命・身体の自由」 … 3 「経済活動の自由」 … 2・6</p>	<p>【技能】 ・観察 ・ワークシート</p>	<p>個人 ・ワークシート</p>
<p>(1) 言いたいことを自由に言える自由 (2) どこに住んでもいい自由 (3) 命令や服従を強制されない自由 (4) 自分のやりたい勉強ができる自由 (5)好きな宗教を信仰できる自由 (6) やりたい職業を選べる自由</p>				
	<p>6 分類したものの答えをパワーポイントを見ながら理解する。</p>	<p>○パワーポイントに映した憲法の条文の内容を参考にしながら説明する。</p>		<p>一斉 ・パワーポイント</p>
<p>まとめ (20分)</p>	<p>7 第二次世界大戦中の戦時体制について人権侵害にあたるか、自分の考えをワークシートのシンキング・ツール(数直線チャート)に記入する。</p>	<p>○過去に起きた人権侵害の例(第二次世界大戦中の戦時体制)によって、国民からどのような自由が奪われていたのかに着目させる。 ○黒板に戦時体制に関わる写真を掲示してイメージをもたせる。</p>	<p>【思考・判断・表現】 ・観察 ・ワークシート</p>	<p>個人 ・ワークシート</p>
<p>・治安維持法の制定 ・メディアの統制 ・中学生や女学生も労働力として動員された(勤労働員)</p>				
				
	<p>8 各自の考えをグループ内で発表する。</p>	<p>○机間指導を行い、発表が進まないグループには声をかける</p>		<p>グループ ・ワークシート</p>
	<p>9 過去に起きた人権侵害(第二次世界大戦中の戦時体制)に触れながら、本時の課題「私たちの生活の中の『ちがい』から自由権の必要性を考える」についてま</p>	<p>○今日の授業を振り返り、歴史的な出来事と身近なことを結びつけて特色をまとめさせる。</p>	<p>【技能】 ・ワークシート</p>	

	とめる。			
	まとめ 戦時中は憲法で基本的人権が法律の範囲内でしか保障されていなかったため、さまざまな自由が制限されていた。現在は、日本国憲法によって自由が保障され、私たちの生活の中で認められている。			
	10 振り返りシートを記入する。	○書けていない生徒には、机間指導を行う。		個人 ・振り返りシート

(6) 評価規準

	十分満足できる (A)	努力を要する (C) 生徒への手立て
思考・判断・表現	身近な生活の中から、「あってもいいちがいがい」と「あってはいけないちがいがい」をさまざまな視点から考察し、わかりやすく説明している。	自分の生活として考えると、どのように感じるかを考えさせていく。
技能	自由権の必要性を、身近な生活や歴史的出来事との関わりから考え、まとめている。	パワーポイントの内容をもう一度確認させながら作業に取り組みさせていく。

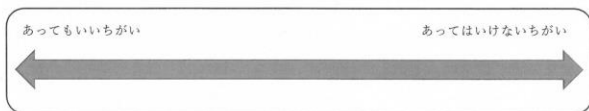
ワークシート

①私たちの権利としての自由～自由権①～ (教科書p42～43)

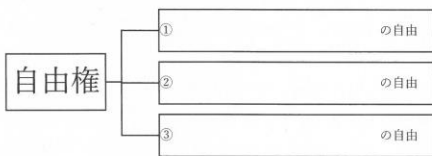
3年2組 番 名前 _____

本時の課題 「私たちの生活の中の『ちがいがい』から自由権の必要性を考える」

課題1 次の2つの事例は「あってもいいちがいがい」と「あってはいけないちがいがい」のどちらだと考えますか。シンキング・ツール(数直線チャート)に記入しましょう。



課題2 自由権の内容をまとめましょう。

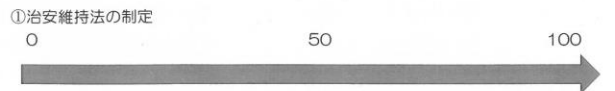


課題3 次の6つの具体的な自由の項目は、憲法で規定されている課題2の①～③のいずれに分類されるか考えてみましょう。

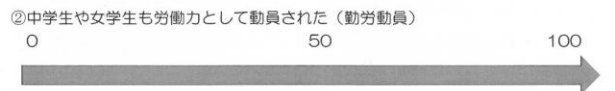
(1) 言いたいことを自由に言える自由	自由権	分類した項目
(2) どこに住んでもいい自由	① の自由	
(3) 命令や服従を強制されない自由	② の自由	
(4) 自分のやりたい勉強ができる自由	③ の自由	

9 成果と課題 (授業を終えて)

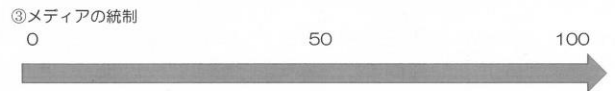
課題4 第二次世界大戦中のできごとについて、現在に置き換えると自由権の侵害にあたると思いますか。



理由 _____



理由 _____



理由 _____

まとめ 「私たちの生活の中の『ちがいがい』から自由権の必要性をまとめてみましょう。

(1) 授業者の反省

本時は、自由権の必要性を、身近な生活や歴史的な出来事との関わりから考え、理解しまとめることをねらいとした。ねらいに迫るための手立てとして、導入部分のあってもいいちがいとあってはいけないちがいではできるだけ、身近な話題で生徒が興味を示すような事例を設定し、シンキング・ツールを活用しながら考えさせたことである。また、歴史的分野で学んだことを有機的に結びつけ、現在と戦時中の暮らしを比較することで自由権の必要性を考えさせるように心がけた。その際に戦時中の出来事に関わる写真を提示しイメージしやすくした。

成果としては、さまざまな視点から、自由権の必要性を考えさせられた点である。導入部分でのあってもいいちがいとあってはいけないちがいの身近な事例、展開(2)での憲法に保障されている自由権の事例、まとめでの戦時中の出来事における自由権の侵害の学習過程を通して、生徒たちは大日本帝国憲法では、自由権が法律の範囲でしか認められていなかったため、自由は制限されていたが日本国憲法に変わり、自由権が保障されたため、私たちにさまざまな自由が認められているということを理解させることができた。

課題としては、生徒たちに思考させる時間が少なく、教師主体の授業になってしまったことである。また、グループ活動やペア学習を行ったが、生徒の考えがほとんどぶれない問いになってしまっていたことにより、意見の交流に終わってしまい、深い学びにつなげることができなかった。生徒たちが議論したりする中で、自由権の必要性が見えてくるような揺さぶりが必要であり、問いの大切さに改めて気づかされた。

(2) 研究会より

【成果】

- 生徒の学ぶ姿勢がとてもよく、ICTを活用したことで意欲的に活動していた。
- 思考を切り替えさせる間がとてもよかった。
- 授業のテンポがよく、メリハリのついた授業だった。
- 歴史的分野と公民的分野が有機的に結びついた授業が行えた。

【課題】

- ▲シンキング・ツール(数直線チャート)は意見がぶれる時に使った方がよかったのではないかな。
- ▲シンキング・ツールの分布を黒板などにはり、可視化する方がよかった。
- ▲自由権を保障しなかった結果が戦争へと向かったということを押さえさせる必要があった。
- ▲資料の活用という観点で、憲法の条文は生徒たちに調べさせてもよかった。
- ▲内容を詰め込みすぎてしまったため、本時で何を生徒に押さえるのかがぶれてしまった。
- ▲本時のめあてとまとめがあっていないのではないかな。
- ▲思考させる時間があまり確保できなかった。
- ▲生徒の意見が偏る場合は、教師が反対側に立ち思考を揺さぶった方がよかった。
- ▲導入のあってもいいちがい、あってはいけないちがいの事例は身近なものの方がよかった。
- ▲部会のテーマであるので身近な資料をもっと使うべきではないかな。